

健全化判断比率および資金不足比率を公表します

～ 財政状況、経営状況の健康診断結果 ～

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体は4つの指標で構成される「健全化判断比率」を算定し、財政の健全度について、住民のみなさんへ毎年公表することとなっています。

また、水道事業会計をはじめとする地方公営企業会計についても「資金不足比率」を算定し、経営状況について公表することとなっています。

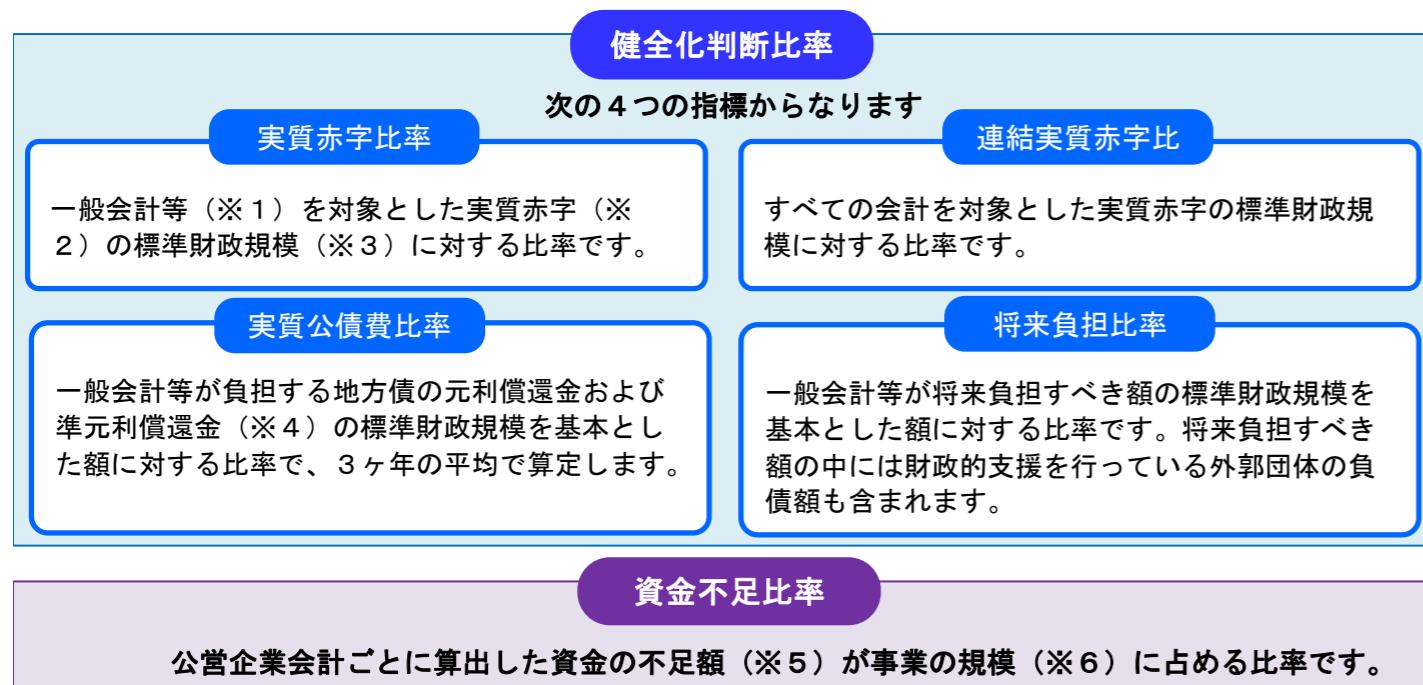
これは、我々人間に例えると、毎年「健康診断」を行って、「健康状況をチェック」していると言えます。

健全化判断比率、資金不足比率ともに、法律が定める一定基準を超えると、比率の段階に応じて、財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画を策定しなければなりません。

このことは、市民生活や行政サービスの提供に影響を与えることにもなるため、財政運営上、重要な指標として位置付けています。



●健全化判断比率および資金不足比率とは



●用語の説明

※1	一般会計等	一般会計、共同汚水処理施設事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を合計し、会計間の重複額を控除したものです。	※4	準元利償還金	一般会計等からそれ以外の会計への繰出金のうち、元利償還金に充てられるものや、公債費に準ずる経費のことです。
※2	実質赤字	歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額が赤字となる状態です。	※5	資金の不足額	一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額です。
※3	標準財政規模	地方公共団体における標準的な収入額を示す数値です。通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる額で、財政指標の計算など財政状況の分析に利用します。	※6	事業の規模	料金収入など主な営業活動から生じる収益などに相当する額です。

●令和5年度健全化判断比率

健全化判断比率の全てにおいて、早期健全化基準未満となっており、健全な財政運営に努めています。

実質赤字比率 (黒字のため該当せず)	一般会計等において17億3,976万円の黒字となったため、該当ませんでした。	実質公債費比率 5.2% (前年比0.3%)	元利償還金の増加などにより、単年度数値が増加し、3ヶ年の平均値としては5.2%となり、前年より0.3%の増加となりました。
連結実質赤字比率 (黒字のため該当せず)	すべての会計で黒字を確保し、連結実質収支が248億8,426万円の黒字となったため、該当ませんでした。	将来負担比率 22.6% (前年比△9.5%)	標準財政規模の増加、地方債残高の減少などにより、前年より9.5%改善の22.6%となりました。

健全化判断比率	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比	早期健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	－	－	－	△	11.25%	20.00%	いずれの年度も実質赤字に該当せず黒字のため「－」表示しています。
連結実質赤字比率	－	－	－		16.25%	30.00%	
実質公債費比率	4.7%	4.9%	5.2%	0.3%	25.0%	35.0%	
将来負担比率	35.7%	32.1%	22.6%	-9.5%	350.0%		将来負担比率には財政再生基準がありません。

※早期健全化基準、財政再生基準については、財政規模に応じて年度によって変動する場合があります。

●令和5年度資金不足比率

資金不足比率 該当せず	すべての公営企業会計において資金不足はありませんでした。
------------------------	------------------------------



会計名	法律に定められた基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
水道事業会計	経営健全化基準	—	—	—	いずれの会計も資金の不足額が生じないため、「－」表示
工業用水道事業会計		—	—	—	
下水道事業会計		—	—	—	
駐車場事業会計		—	—	—	
モーターボート競走事業会計		0.0%	—	—	
市営浄化槽事業特別会計		—	—	—	
農業集落排水事業特別会計		20.0%	—	—	